

第4章

第一次世界大戦が日本陸軍の戦術上の発展に及ぼした影響

阿部 昌平

はじめに

大規模な工業化と科学技術の飛躍的な進歩を遂げたヨーロッパにおいて戦われた第一次世界大戦は、総力戦に関する問題認識を始めとする国家全体を含む広範、複雑かつ多くの教訓を生み出した。戦術レベルの問題に限っても、多くの新兵器の出現や戦場における火力の飛躍的な増大は同様の教訓を生み、各国陸軍にとっては、将来戦に備えるためにこれらの問題を解決することが求められた。

このようななか、戦術的な問題に関する第一次世界大戦後のヨーロッパにおける将来の陸軍の在り方を巡る議論の中心は、戦勝国側にとっても敗戦国側にとっても、長い膠着状態の下の消耗戦の教訓に基づく軍の機械化にあった。一方、ヨーロッパから東方へ遠く離れ、戦争から離隔し十分な情報が不足していた日本陸軍にとっては、第一次世界大戦の教訓が示唆する将来戦というよりも、第一次世界大戦そのものを理解し、これに対応していくことが努力の中心であった。そして、第二次世界大戦が始まろうとする頃ようやく、第一次世界大戦型の戦いに対応した日本流の戦い方にたどり着いたのである。

本稿においては、このような日本陸軍の第一次世界大戦型の戦いへの適応に向けた検討過程を歩兵戦術の変遷を視点として明らかにする。

1 不足する情報を求めて

1914年8月23日、日本はドイツに対して宣戦布告し、11月までには青島と南洋諸島のドイツ領を占領した。しかし、度重なるヨーロッパの連合国からの要請にもかかわらず、日本は陸軍の作戦地域をアジア太平洋地域に限定し、陸軍のヨーロッパへの派遣は拒否しつづけた。第一次世界大戦が勃発して1年以上

が過ぎた1915年12月27日、日本陸軍は臨時軍事調査委員会を陸軍省内に設置し、第一次世界大戦の教訓を把握して陸軍が今後とるべき方向性を検討することとした。委員は約25名で、陸軍の主要な組織の代表からなり、情報収集分野ごとに8つの班に区分された¹。この調査業務の範囲はかなり包括的なもので、編制・制度、動員・補充、教育、戦略・戦術、築城、兵器・器材、兵站到及んでいた。収集した情報は、逐次月報のかたちで軍全体に配布された。報告における関心事項は西部戦線における陣地戦であった。このような陸軍省における努力と並行し、陸軍参謀本部、歩兵学校、あるいは歩兵師団レベルにおいても陣地戦に関する実態の解明努力が実施された。陸軍全体が、第一次世界大戦で何が起きているのか、大きな関心を持っていたのである。

2 最初の検討

(1) 大正7年(1918年)陣地攻防演習

ドイツが降伏する直前の大正7年(1918年)秋、日本陸軍は第一次世界大戦の戦術面での影響を検証するため、第一回目の検証演習を実施した。教育総監の一戸兵衛陸軍大将を演習統監とし、第一次世界大戦の西部戦線における戦いを演習場(愛知県豊橋市東南高師原陸軍演習場)に再現したのである。この演習の目的は三つで、その第一が大戦で列国が使用していた新たな攻撃と防御に関する戦術を理解すること、その第二が大戦で使用された新兵器・弾薬の能力とその運用要領を理解すること、そしてその第三が今後各部隊において陣地戦の演習をするために必要な「計画指導並審判ノ要領」について検討することであった。

当時陸軍の部隊においては、平素訓練している日露戦争での戦い方を基本とした要領しか理解していなかったため、陸軍はこの演習の準備にあたって、演習で使用する新しい戦い方を記述した特別な参考書を作成した²。それは1917年

¹ 緋瀬厚「軍事調査委員会の業務内容」『政治経済史学』第174巻(1980年11月)56ページ。

² 攻防演習計画委員会「陣地戦ニ於ケル歩兵ノ行動」(1918年)(防衛研究所所蔵)。

版のフランス軍の歩兵操典に基づき作成されたものであった³。そしてこの参考書を、演習実施の数か月前に参加部隊に配布し、参考書に従って事前訓練を実施させた。記述内容の要点は以下の通りである。

当時小銃のみで装備されていた歩兵大隊に、この検証演習のために重機関銃4銃、狙撃砲2門及び擲弾銃64銃が追加で装備された。また、連隊に対しては軽迫撃砲4門が増強された。当時、各連隊に僅か6銃の重機関銃を導入するために、10年がかりの計画の途上にあった日本陸軍にとっては、このような大きな火力は革新的であった。

歩兵の隊形はより分散し、縦深も大きく取られるようになった。攻撃に関しては、突撃に任ずる大隊は、隷下の突撃中隊を第一線と第二線に区分して運用するようになり、各兵員間の間隔は従来の2歩から5から6歩に拡大された。射撃と運動の連携は、従来中隊を一体的に行動させていたものから小隊単位での実施に変更された。運動に際しての隊形は、線形で固定的なものから、敵の陣地の間隙を縫って前進できるように流動的なものへ変化した。防御に関しては、従来の一線での防御要領から、師団の場合でそれぞれ3線の陣地からなる2又は3つの陣地帯を構成し、これに各部隊個々の発意による陣前出撃と逆襲を組み合わせて防御する要領に変化した。これらの戦い方の変化は、混戦状態の中では小隊、分隊あるいはそれ以下の小部隊での独立的な行動が必要とされることから、指揮統制の要領についても新たな要領が導入された。小部隊での独立的な行動は当時の日本陸軍にとっては特異なことであったのである。

この演習は、臨時に編成された3個歩兵連隊に、通常の2個旅団司令部、1個重砲兵連隊、2個重砲兵大隊及び2個工兵大隊が加わり実施された。3週間の演習のうち、最初の10日間は築城に充てられた。その後に戦闘行動が実施されたが、その開始にあたって演習統監一戸大將が、「……攻防ノ戦闘法ニ就テモ未タ断定的原則ヲ確立スルニ至ラサルモノ少カラサル現況ニシテ本職亦今日範ヲタルノ域ニ到達シアラサルハ甚タ遺憾トスル所ナリ……各官ハ……詳細ニ之カ戦闘法ノ利害得失ヲ領得シ且互ニ忌憚ナク意見ヲ交換シテ其ノ真諦ヲ究メ他日国軍ノ

³ 本演習で使用した参考書の内容が、1917年版のフランス軍歩兵操典の内容とほぼ同一であることを筆者確認。

練成上ニ緊要ナル幾多ノ資料ヲ収聚シ……⁴」と同演習の研修者に対して訓示したように、その戦い方は未確立であった。また、戦闘行動とともに新兵器による実弾射撃試験が並行して実施され、野戦築城構築物に対する射撃効果が検証された。

本演習の成果は、あまりにも多くの検証事項が設定されたうえ、拙劣な演習統裁のもとに新しいやり方に不慣れた兵員により実施された結果、十分なものではなかった。演習の結果明らかになったのは、新たな戦い方に関して、敵陣地を浸透・突破する要領、陣前出撃と逆襲の要領、隣接部隊との協同・連携などが十分に理解されていないということであった⁵。これらの問題点の中で、その解決が最も重要視されたのは、下士官以下の下級部隊指揮官による独断専行と歩砲兵間の協同であった。

下級指揮官による独断専行に関して陸軍は、新たな戦い方において生じる混戦状態の中で必要な下士官の戦術的な技能を習得し、兵士個人が自主的に行動できるよう訓練する必要がある判断した。しかし演習に参加した部隊からは、このような評価に対して懐疑的な声が上がっていた。例えば、「果シテ国民性ニ合致シ且現在ノ教育程度ニアル下士卒ニ適當ナルモノナルヤ否ヤ一考ノ余地アルカ如シ」、「該隊形ヲ最良ノモノトスレハ一層訓練ヲ重ヌルヲ要スル」、「現今ノ如キ此種ノ戦闘法ニ未熟ナル下士卒ヲシテ……勝利ヲ求ムルハ困難ナリ」といったような部隊からの所見である⁶。これらは下士卒の教育訓練の抜本的改革の必要性を示唆する声であった。

歩砲兵間の協同に関しては、「所望ノ域ニ達セサルコト遠ク研究ノ余地頗ル大ナリ」と一戸大将に評された⁷。一戸大将は、歩兵と砲兵がそれぞれ個別の戦闘を勝手に行っていると評価したのである。歩兵将校と砲兵将校は、相互に通信する手段が欠けていただけでなく、それぞれの戦闘要領や相互に必要なその他の情報交換の必要性すら理解していなかった。同様のことが、小銃小・分隊と歩兵の重火器との間の協力においても指摘されていた。特に問題であったのは、事

⁴ 「大正七年陣地攻防演習記事 第一巻」（大正7年）（防衛研究所蔵）、7ページ。

⁵ 「大正七年陣地攻防演習記事 第四巻」（大正7年）（防衛研究所蔵）。

⁶ 同上、160ページ。

⁷ 同上、21-24ページ。

前の計画が現状と乖離してきた場合における、歩兵の機動と重火器による支援を連携させる方法であった⁸。

演習による検証成果は不十分であったとは言え、この演習は陸軍全体に新たな戦い方に対する注意を喚起した最初の演習として画期的なものであった。本演習に参加した研修員は、陸軍省、参謀本部、教育総監部の職員のみならず、各師団等から師団長、師団参謀、旅団長、連隊長等の指揮官・参謀が合計 238 名にも及んだ。そして、これらの研修員が、たとえその一部しか理解できなかったとしても、それぞれの機関、部隊において新たな戦い方を広める上での原動力となったからである。

(2) 歩兵操典草案（大正 9 年）の検討

この時点では、第一次世界大戦における防御陣地帯を突破するための方策が何であるかについて、陸軍は理解できていなかった。最も可能性の高い解決策は、ドイツ陸軍が 1918 年のルーデンドルフ攻勢において採用した方法と陸軍では考えられていた。しかし、関連する情報はそれほど多くなく、具体的な要領は不明であった⁹。

大正 8 年（1919 年）になると、歩兵学校は第一次世界大戦の教訓を踏まえて、歩兵操典（明治 42 年）の改正に着手した。その検討の基礎となったのは、歩兵学校長河村正彦中将が示した指針であった。指針では、①無批判に第一次世界大戦における欧州列強の教訓を導入せず、日本の「国情民俗」に基づき検討すること、②日本軍の兵の実態と実編制・装備に基礎を置くこと、③記述の焦点を陣地戦とはせず、状況判断に必要な時間の観点からより困難と考えられる運動戦とすべきであること、④記述範囲は「必任義務兵殊ニ短期在営」を前提とし、各種戦闘に應用可能な基礎的事項のみに限定すること、等が示されたのである¹⁰。

操典改正の検討にあたって、改正をどのような考え方に基づいて行うかに関し

⁸ 同上、90-91 ページ。

⁹ 陸軍歩兵学校「数線陣地ノ攻防ニ関スル金子中佐ノ意見」『研究月報』第 9 号（大正 7 年 12 月）41-42 ページ。

¹⁰ 陸軍歩兵学校「歩兵操典改正ニ関スル河村校長ノ談片」『研究月報』第 16 号（大正 8 年 7 月）25-36 ページ、第 17 号（大正 8 年 8 月）25-30 ページ、第 18 号（大正 8 年 9 月）37-41 ページ。

て二つの考え方が存在した。一つは、草案の原案を書く責任を有していた歩兵学校に代表される考え方で、もう一つは第一次世界大戦に関する研究の中心であった臨時軍事調査委員会に代表される考えであった。臨時軍事調査委員会はこの時期、「各兵操典改正要領ニ関スル意見」を提出している。これらの意見は二つの点で相違していた。第一の相違点は、改正検討の前提となる新兵器の装備数や弾薬補給量に関する事項である。歩兵学校は、日本の工業力を考慮した場合、装備可能な新兵器の数や弾薬補給量は欧州列強の場合と比べて十分には確保できないことを前提としていた。一方、臨時軍事調査委員会は第一次世界大戦で欧州列強が使用した程度の装備と補給が考慮されるべきとの考えであった。第二の相違点は、運動戦と陣地戦という二つの戦争の形態に対する認識に関することであった。歩兵学校は、陣地戦を特殊の戦闘動作を必要とし、運動戦とは区別されるべきでものであること、そして、歩兵操典の記述の焦点である運動戦に直接反映できる第一次世界大戦の教訓は見いだせないとの考えであった。しかし、臨時軍事調査委員会では陣地帯突破後、次の陣地帯に至るまでの陣地帯間の戦闘を運動戦とみなし、陣地戦と運動戦は密接不可分のものだと考えていた¹¹。

大正8年(1919年)秋に行われた審議の後、歩兵操典は大正9年(1920年)9月に草案として改定された。採用された考え方は、歩兵学校のものであった。当時の日本の戦略環境が要求していた短期決戦思想が、日本陸軍にとって陣地戦を望ましいものではなく、例外的なものとしたのであった。第一次世界大戦の教訓として取り入れられたのはごく一部であった。その結果、改定草案は、散兵間隔を広げることや指揮の要領がより分権化する等の変化はあったものの、日露戦争の戦訓に基づき改定された歩兵操典(明治42年)と内容的にはほぼ同じものであった。

¹¹ 三浦大尉「歩兵操典改正ニ関スル意見」(大正8年)(防衛研究所所蔵)。

3 戦術上の変革に向けて

(1) 大正 11 年 (1922 年) 陣地攻防特別演習

大正 10 年 (1921 年) 頃までに、日本陸軍はイギリス、フランス、ドイツ、アメリカといった主要な第一次世界大戦参戦国が改定した最新の歩兵操典を入手することができた。日本陸軍はこれらの改定操典により、欧州列強が第一次世界大戦の教訓についてようやく結論を下したと判断した¹²。大正 10 年 (1921 年) 末、当時教育総監部本部長であった小島惣次郎中将を首班とする歩兵戦闘法研究委員会が組織された。委員会は、ヨーロッパ各国からの最新の情報に基づき歩兵操典を改定することを念頭に置いたものであった。歩兵操典の改定という狙いが示す通り、その検討の範囲は運動戦に限定されていた。

委員会の検討は図上演習、実験演習、実弾射撃試験など多角的に実施された。また、検討の基礎となった資料の多くはフランスから入手したもので、図上演習における敵にはフランス軍が設定されていた。委員会によるこれらの検討の仕上げとして実施されたのが、大正 11 年 (1922 年) 4 月に実施された実動展示演習の見学である。全国の師団長、予備役将官等を含む 120 名以上の将校が参加した。4 か月に及ぶ検討の結果は報告書の形で陸軍省に提出された。

委員会の報告は、これまでの議論とは異なり、運動戦と陣地戦という二つの戦争の形態は密接不可分のものであることを認めたものであった。この基本的な枠組みの修正の結果、指揮権限の下級指揮官への分権、歩兵火器の交戦射程の短縮、機関銃を中核とした歩兵の運用への変更が必要と委員会は結論付けた。

指揮権限の下級指揮官への分権は、機関銃による瞬間殲滅的な火力に対応して部隊を分散する必要があるとの観点から生まれたものであった。委員会は、現代戦の強力な火力の下では小隊規模の部隊でさえも斉一に行動するためには大きすぎ、分隊や各個の兵士ごとにしか運動することが出来ないことから、先に進んだものが後続の前進を容易にしなければならないと結論したのであった。その結果、密集隊形による戦闘は排除され、射撃と運動のための戦術単位は、これまでの小隊から分隊とされた。

¹² 見留歩兵少佐「改正歩兵操典草案二関スル研究」『研究月報』第 56 号 (大正 12 年 4 月) 4-5 ページ。

歩兵火器の交戦射程は、これまで 600m の中距離とすることが規定されていた。しかし検討の結果、敵の砲撃による損害を避け、かつ敵が分散・偽装し光学器材が無ければ近距離でしか目標を確認することが出来ないといった新たな戦闘環境に対応するためには、その距離を 300m に短縮しなければならないことが示された。また、歩兵火力においても砲兵火力においても日本陸軍は欧州各国に対して火力が劣ることから、これを補うため十分な数の擲弾筒の導入が強調された。

機関銃を中核とした歩兵の運用は、歩兵分隊の火力の中核を小銃から軽機関銃に置き換えるものであり、その価値は日本陸軍でも理解していた。しかし、全歩兵分隊に軽機関銃を装備することは国力の関係で困難であることから、委員会の結論は、火力の不足は小銃分隊を分散させることなく密集することにより達成し、その結果被る可能性のある損害は許容するというものであった。

歩兵戦闘法研究委員会が設置された直後、陸軍は研究演習を再度実施することを決定した。大正 11 年陣地攻防特別演習である。本来予定されていた大正 11 年工兵特別演習を中止しての実施であった。本演習では、歩兵戦闘法研究委員会の検討と密接に連携して検討された陣地戦の実施要領の検証を通じて、第一次世界大戦の陣地戦の教訓から日本陸軍が採用すべき教訓を抽出することが目的とされた¹³。演習のために部隊が臨時編成されたが、防御部隊には 1.5 個大隊、攻撃部隊には 2.5 個大隊が当てられ、攻防双方に歩兵砲、砲兵、工兵、気球部隊が配属された。戦車と航空機は、攻撃部隊のみを支援した。演習は 2 か月の築城段階と、引き続き約 1 週間の攻撃段階に区分して実施された。

演習の狙いは二つで、①周到な準備のもとに各種戦闘力を組織化して実施する攻防双方の陣地戦の遂行要領と、②分隊を戦いの中心に据えた新たな戦い方¹⁴とした。演習において陸軍は、陣地戦のための計画策定はおおむねできているとしたが、その実行を担保するための準備については不十分であると判断した¹⁵。分隊を中心とした新たな戦い方については、「未だ旧套ヲ脱セス新戦法ノ主義ニ合致セサルモノ多ク」と評価された¹⁶。引き続き検討をすべき事項として挙げら

¹³ 教育総監部「大正十一年陣地攻防演習記事 第一巻」(大正 12 年 3 月) 1-2 ページ。

¹⁴ 同上、99 ページ。

¹⁵ 教育総監部「大正十一年陣地攻防演習記事 第二巻」(大正 12 年 3 月) 18 ページ。

¹⁶ 同上、81 ページ。

れたのは、計画と実行（命令）の関係、小部隊における指揮統制の要領、歩兵と砲兵の協同の在り方、縦深で防御するにあたっての部隊の運用要領であった。

計画は、下級部隊レベルにおいてはより具体的に策定すべきとされていたにも関わらず、中隊長以下の指揮階梯で「極めて杜撰」な状況であった。計画の実行に際しては、状況の変化に応じて柔軟に対応できるよう、当初の計画に拘泥することなく、計画の修正や、各級指揮官による臨機応変の行動が必要であったとされた。陣地戦において重要なのは、事前に計画された行動と臨機応変の行動とのバランスであり、この二つの行動を調和させるためには、兵士個人々々による「適切ナル独断、旺盛ナル企図心ノ養成」が必要であるということが、陸軍が出した結論であった。

小部隊における指揮統制に関して陸軍は、隷下部隊の独断専行（＝自主裁量の余地）による「自主積極的な行動を助長する指揮」が必要であると考えていた。しかし、本演習における実態は、指揮官が形ばかりの命令を出し、隷下部隊が実質的な行動の統制がないまま行動するといった、「放任による指揮」に陥っていた。演習参加部隊は、新たな指揮統制の要領があまりにも従来の要領からかけ離れていたため、理解することが出来なかったのである。小隊長や分隊長の戦術能力や状況判断能力の欠如が、新たな問題として浮かび上がった。

歩兵と砲兵との協同については不十分とされた。特に、歩兵の前進が計画通りに進まなかった場合、歩砲兵間の迅速な通信手段が欠落しているため、砲兵射撃の適時の修正が困難であった。歩兵と砲兵が全体として連携を維持するためには、局地的な歩兵の攻撃失敗により砲兵の射撃計画を修正するようなことは実施すべきでないと、陸軍は判断した。この認識は、遊動射撃幕に対する否定的見方につながり、歩兵と砲兵の協同に関する更なる検討を促すことになった。

縦深での防御における部隊運用に関して問題となったのは部隊の後退と逆襲の要領であった。演習では、第一線守備部隊が逐次後方に後退しながら戦闘を行っていた。演習統裁部はこの防御要領を逐次防御として批判し、避けるべき戦闘要領であるとした。陣地は固守されなければならないということが強調されたのである。逆襲については防御火力による敵に対する効果が不十分にもかかわらず射撃部隊が陣地を捨ててそのまま出撃し、あるいはその効果が不十分な場合

であっても敵の正面から無闇に突撃するといった状況であった。

このような新たな戦い方を導入するにあたっての問題点はすべて、第一次世界大戦以前の線形戦術の旧弊に起因していた。そして、その中心にあるのは、戦術指揮階梯上の下位における指揮統制要領であった。線形戦術においては、号令（声）による指揮が可能であったが、新たな戦い方ではそれは不可能であった。部隊が広く分散したことで適切な通信手段が欠けていたからである。声の届く範囲を超えた部隊と連絡を維持するのは難しい問題であった。演習参加部隊の所見はこの問題の核心をついていた。「状況ヲ洞察シ独断的活動ヲ以テ所謂靈の無線通信ヲ構成セサルヘカラス」、「各級指揮官ノ精神的連絡ヲ益々密接ナラシメ……ル如ク平時ノ訓練ヲ要求スルコト必要ナリ」といった所見¹⁷は、テレパシーまたは最近の軍事用語でいうところのミッション・コマンドと、これを達成するための適切な訓練の必要性を訴えていた。

(2) 歩兵操典草案（大正12年）の検討

歩兵戦闘法研究委員会の研究が終わったのち、同研究の成果と大正11年陣地攻防演習の成果を踏まえ、歩兵操典草案（大正12年）が大正12年1月に発刊された。名前の示す通り、今回も暫定的な操典であったが、大正9年の草案からは大きく変化し、「実質ニ於テ一大革新ヲ画スル¹⁸」ものであった。

本改訂では、攻撃行動に関しては欧州列強の考え方を基本的には受け入れることとなった。しかし、十分な火器を装備するために必要な日本の工業力の不足や、日本陸軍の下士官の知的な能力不足を日本陸軍は考慮した。欧州列強と同じことはできないと判断したのである。改定が強調した主要な点は、より下級の部隊による局地的な包囲、より分散した隊形、そして指揮権限のより下級への委任であった。

より下級の部隊による局地的な包囲は大正9年の草案にも記述されていたが、今回の改定では更に積極的な形で追及することとされた。各級指揮官は、敵の

¹⁷ 教育総監部「大正一二年陣地攻防演習記事 第二卷（下）」（大正12年3月）（防衛研究所所蔵）158-188ページ。

¹⁸ 教育総監部本部長宇垣一成中将のコメント。「歩兵操典草案改定理由書」（大正12年）（防衛研究所所蔵）。

弱点に突入、局部的な包囲を実施してその成果を拡大することにより敵陣地を突破することが求められた。

より分散した隊形と指揮権限のより下級への委任が、歩兵戦闘法研究委員会の研究成果に基づき実現することになった。とはいっても、敵の火力がそれほど効果的でない場合にはこれまでと同様に密集隊形の使用が望ましいとされた。

指揮権限は、本改訂において初めて分隊長レベルでの行使が要求されることになった。歩兵中隊における射撃統制に関する責任は中隊長から小隊長に委任され、細部の射撃に関する指示は分隊長が行うものとされたのである。また、突撃の開始命令は、以前は大隊長が実施していたが、今回中隊長に委任されることになった。

一方、防御行動に関しては、欧州列強による第一次世界大戦の教訓のほんの一部分しか日本陸軍は受け入れなかった。日本陸軍が強調した原則は「唯一箇ノ陣地（帯）ニ抛リテ目的ヲ達スヘキ主義」を堅持し、陣地の前面において敵の攻撃を破碎することであった。この原則は、防御陣地線が防御陣地帯と記述が変化した以外は、日露戦争当時と同じである。日本陸軍が第一次世界大戦の運動戦における教訓として受け入れたことは、防御陣地「帯」という言葉が象徴するものだけであった。陣地戦においても第二防御陣地帯とその後方の縦深陣地帯は万が一の場合にのみ使用するべきものとされた。逆襲については従来、大隊レベル以上の部隊で実施するとされていたが、本改訂では小隊レベル以上とされた。一方、その実施場所は、陣地に敵が侵入した地点又は防御陣地の前面に限定することとした。イギリス軍がその実施を規定しているような、第一線防御陣地帯を突破した敵に対する逆襲を、歩兵学校は明確に否定したのである¹⁹。

(3) 歩兵操典（昭和3年）

歩兵操典（昭和3年）は、第一次世界大戦の教訓を取り入れるための10年に及ぶ努力の後、ようやく「草案」の文字を外した正規の改定であった。その内容は基本的に大正12年の草案と同一であり、読者である兵士が理解しやすいよ

¹⁹ 陸軍歩兵学校「改正歩兵操典草案二関スル研究（続）」『研究月報』第59号（大正12年7月）52ページ。

うに編集されたものであった。

4 下士官の能力向上のための制度改革

改定された歩兵操典の内容の実効性を担保するため、日本陸軍にはドクトリンの変更だけではなく更なる施策が必要であった。新たな戦術に関する検討の過程で明らかになったように、下士官の基本的な能力の欠落が、新たな戦闘要領を実現するための根本的な阻害要因になり得たからである。下士官の能力の強化やその在り方の変革の必要性を認識した陸軍は、歩兵操典の改定に接続して、秋季演習令の陸軍演習令への改正、陸軍教育令の改正、陸軍軍隊内務書の改正を進めるとともに、昭和2年(1927年)には下士官の育成のために陸軍教導学校を3校設立した。

大正13年(1924年)に新たに改正された陸軍演習令では、小部隊指揮官の指揮能力と諸職種協同の訓練の重要性が強調されるとともに、下士官を含む下級指揮官の能力を定期的に評価することが明示された。そして、大正7年、11年に実施された陣地攻防演習のような陣地戦に関する一時的な研究の枠組みを、以後も継続的に実施することが規定された。

軍隊教育令は、歩兵操典の改定に併せて3度改定された。大正9年(1920年)の軍隊教育令では、第一次世界大戦の長期化を契機に欧州各国で起きた反乱的気運に対する考慮として、「自覚ニ基ク教育」が重視された。一方、大正8年(1919年)の草案から改正された大正10年(1921年)の陸軍軍隊内務書では、反乱的気運に対する考慮とともに、下級幹部(下級将校と下士官)と兵卒による独断能力が不可欠である将来戦への対応が喫緊の課題であることが示された。大正11年(1922年)改定の軍隊教育令は、歩兵操典の改定内容が直接反映されることになった。本令では歩兵分隊が訓練の焦点であることが規定され、初年兵第一期の教育における検閲の対象として分隊教練が新たに指定された。当時の教育総監部本部長である宇垣一成は、本令の説明において下士官の戦術判断能力及部下の指揮能力の向上が必要であること、そのために下士官候補者の教育に当たっては十分に準備して臨むべきことを求めた。昭和2年(1927年)の改定では、

この考え方をさらに徹底するためより具体的に記述が修正された。また、下士官教育の振作が、陸軍としての喫緊の課題であることが、教育総監部により度々啓発された。

5 戦闘経験に基づく見直し

主としてフランスからの情報に基づき実施された第一次世界大戦に関する理論的研究と、関連する歩兵戦術の改革は、歩兵操典の昭和3年(1928年)の改定により終了した。しかし、この改革はその実効性を証明する必要があった。その確認は、中国軍を支援するドイツ軍事顧問団により準備され、中国国民軍との戦いを通じて2度にわたり実施されることとなった。1回目は昭和7年(1932年)、2回目は昭和12年(1937年)である。昭和7年、すなわち第一次上海事変の教訓は昭和7年(1932年)の歩兵操典草案に反映され、昭和12年(1937年)、すなわち第二次上海事変を含む日中戦争の初期の教訓は昭和15年(1940年)の歩兵操典に反映された。

昭和12年(1937年)の歩兵操典改定は、小銃小隊の編制の変更にとまなう戦術の変更がその中心であった。第一次上海事変当時の小銃小隊は、2～4個の小銃分隊と2個の軽機関銃分隊から編成されていた。しかし事変の教訓から、この小隊は隷下の分隊数が多過ぎて運用が難しいこと、臨機に配分された擲弾筒が非常に役に立ったことから歩兵部隊に加えられるべきこと、そして小銃分隊と軽機関銃分隊との連携が不十分であることが判明した²⁰。この教訓に基づき日本陸軍は、小銃小隊の編制を、それぞれ軽機関銃1丁を含む3個の小銃分隊と、4筒の擲弾筒を装備する擲弾筒分隊1個からなる編制に改編することに決定した。この改編に併せた戦術の変更が歩兵操典に導入されたのである。この改定により、日本陸軍における小部隊における攻撃戦術は、第一次世界大戦における欧州列強とほぼ同一のものになった。一方、防御戦術に変化はなかった。それどころか、「陣地の前面において敵の攻撃を破砕する」という原則が、さらに強調さ

²⁰ 陸軍歩兵学校「学校案 準秘 歩兵操典改正案(理由書供)大隊教練以下の部」(昭和11年)(防衛研究所蔵)41ページ。

れることになった。

日中戦争の初期における上海近郊の戦闘（第二次上海事変）は、準備の周到さと戦闘の烈度の点において、特筆すべき戦闘であった。中国側にとって予想外であった昭和7年（1932年）の第一次上海事変と違い、ドイツ軍事顧問団の援助の下に中国軍は用意周到な準備を行っていたのである。日中間の戦闘は、日中双方の攻撃が頓挫し、相互に予備戦力を逐次に投入しながら2か月以上の膠着状態に陥るといった、第一次世界大戦のような様相を呈した。最終的に投入された戦力は日中双方がそれぞれ7個師団で、両者とも甚大な損害を被った。日本軍側は4万人以上、中国側は20万人以上の損害を出したと見積もられている。この経験を通じて、その規模と烈度において第一次世界大戦には比べるべくもないとはいえ、日本陸軍は初めて現代戦における火力の実態を理解することが出来たのである。

第二次上海事変における教訓は、昭和15年（1940年）の歩兵操典の改定に反映された。改定事項の多くは些細なものであったが、防御の考え方に関する変更は重大であった。この改定以前の防御に対する日本陸軍の基本的な考え方は、短期決戦のための条件を作為することであった。つまり圧倒的に優勢な敵の攻撃に対する防御というよりは、より低い戦力比での防御を意味していた²¹。日本陸軍は、本改訂において優勢な敵に対する広正面での防御という考えに修正したのであった。「陣地の前面において敵の攻撃を破砕する」という思想は自体は変更されなかったが、縦深の防御陣地の活用については通常の場合においても認められることになった。その結果、運動戦における防御陣地の縦深はやや深くなり、（師団レベルでの防御縦深は）歩兵大隊の防御縦深に等しくなったが、第二線以降の縦深にある防御陣地帯の使用については否定された。陣地戦については、以前は例外的とされた縦深の防御陣地帯の使用が、通常の場合にも使用されるものとされた。

この基本的な考え方の修正により、防御に関して幾つかの点が改定されることになった。陣地前面における敵に対する逆襲は、損害が大きすぎることから排除

²¹ 宮崎大佐「作戦要務令編纂二方り特ニ強調重視サレタル綱領」（昭和15年1月6日）（防衛研究所所蔵）。

された。歩兵大隊の防御陣地については、より独立性の高いものにすることが強調された。そして、歩兵火器の一般的な交戦距離に関しては、従来は中距離(600m)であったものが、敵の重火器からの損害を避けるため短くされたのである。

このように日本陸軍は、昭和15年(1940年)に欧州列強が採用していた柔軟防御という考え方を、条件付きではあるもののように受け入れたのである。日本陸軍は、防御を運動戦の場合と陣地戦の場合の二つに区分していたが、陣地戦の場合のみにおいて縦深の防御陣地帯での戦闘を許容した。そのため陣地戦と運動戦を分ける境界をどこに引くかにより、防御戦闘要領が変わることになる。しかし、その境界は曖昧であった。この二つの区分を判断する客観的な条件は存在しなかったからである。この問題は歩兵操典(昭和3年)の改定に際して歩兵学校が求めた意見に対して、第一線部隊から提示された疑問であった²²。しかし、関連する文書には、この問題に対する答えについて議論、あるいは誰かに示唆された形跡は見当たらない。このような防御に関する不明確さと、日本陸軍が採用した防御を軽視する短期決戦主義の思想は、陸軍の訓練の重点や兵士の考え方を運動戦における攻撃に偏重させることになった。実際に防御戦闘を行う場合、日本陸軍は運動戦における歩兵大隊程度の縦深しかもたない浅い防御陣地帯と、攻撃的な逆襲の組み合わせによる防御に終始したのである。

6 最後に

日本陸軍における第一次世界大戦後における戦術の変遷過程を追ってみると、その教訓が日本陸軍にとって何を意味するのかについて、熱心に情報を集め、そして研究したことは間違いない。しかし、現代戦の経験がない中での検討は、実態を理解するには限界があった。旧弊に染まった先入観、日本が置かれた国内外の戦略環境の要求する必然といったものが、他国が経験した現実を正しく理解することを阻害したのである。日本陸軍自身が実際に体験した後でさえも、その現実が素直には受け入れられなかった。最終的に日本陸軍は、第一次世界大

²² 陸軍歩兵学校「歩兵操典編纂経過綴(其十九)」(昭和3年)(防衛研究所所蔵)。

戦の教訓に基づく戦力化を、イギリスとアメリカに対する開戦にはなんとか間に合わせることはできた。そして、その成果が太平洋戦争初期の東南アジアにおける軍事的な勝利につながったのである。